

公の施設の指定管理者の指定の件（市民ギャラリー）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元 克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市民ギャラリー
- 2 公の施設の位置
札幌市中央区南2条東6丁目
- 3 指定管理者
札幌市南区芸術の森2丁目75番地
公益財団法人札幌市芸術文化財団
理事長 秋元 克広
- 4 指定期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市民ギャラリーの指定管理者を指定するため、本案を提出する。